

東京大学公共政策大学院における論文等作成に関するガイドライン

2021年1月

本ガイドラインは、東京大学公共政策大学院において博士論文、研究論文、リサーチペーパー、授業における課題ペーパー（以下「論文等」という。）を作成する際に、作成者が留意すべき点をまとめたものである。

1. 出典と引用のルール

論文等において社会的事象を記述・紹介し、*先行業績を参照するにあたっては、以下の点が順守されなければならない。

*先行業績は、論文等の扱う領域で自分の研究よりも先んじて発表された業績をいう。また、過去のリサーチペーパー、授業における課題ペーパーや博士論文、研究論文として発表されていないものであっても、論文等の作成者がその存在を承知しているもの（例えば他者と共に作成に参画する等）も先行業績の範疇に含まれる。

(1) 典拠を示す

- ① 既存の制度や先行業績を記述・参照する場合には、必ず典拠を示す。
- ② 複数の典拠を示すときの順番は、それぞれの学問分野などの慣例に従う。
- ③ 「通説」の典拠を示すときには代表的なものにとどめ、「多数説」の典拠を示すときには多めに示す。
- ④ 外国の情報・文献でも、既に日本語の文献でその内容が紹介されていたり、翻訳されている場合には、日本語文献の典拠も示す。
- ⑤ 英語の場合は、担当教員が特に指導しない限り、最新の Chicago Manual of Style に沿った書き方とする。

(2) 引用を行う

- ① 他の文献の文章を直接引用する場合には、その文章を引用符（「」）で囲み、出典を示す。とくに重要な用語が先行業績によって独自に提起された概念である場合は、引用符に入れることが奨励される。重要な表現を引用符に入れないと、その用語を自らが独自に生み出したと主張しているという誤解を与えかねない。ただし重要な用語でも、学会の共通の財産となっているようなものは、いちいち引用符に入れる必要はない。
- ② 引用文の内容の一部を省略するときには省略符号（……）、文や語句の一部を変更する場合には変更カッコ（〔 〕）などを付し、省略や変更の箇所がわかるようにする。
- ③ 一部を省略・変更して引用したり、一部だけを引用するときには、原文の趣旨を変更しないよう十分に注意する。

- ④ 先行業績の紹介を引用符を付けずに行う場合は、出典を明記したうえで、自分なりにパラフレーズした完全に別な文章となるように、表現を根本的に変える。
- ⑤ 外国語の情報・文献について既に日本語に翻訳した文献がある場合には、その旨を明記する。
- ⑥ インターネットも、紙媒体の文献など同様に、論文等の情報源とすることが可能であり、出典 (URL) を明記しなければならない点は、他の資料と同じであるが、ウェブサイトそのものとそこで提供されている情報が信用できるかどうかについて、十分吟味すること。引用する際にそのサイトのアドレスだけでなくアクセスした日付も明記すべきである。ウェブサイトは頻りに更新され、場合によっては消えてしまうため、直接参照ないし引用した部分だけでも、印刷し、紙媒体で保存しておくことが望ましい。
- ⑦ 英語の場合は、担当教員が特に指導しない限り、最新の Chicago Manual of Style に沿った書き方とする。

2. 剽窃について

引用符の使用と出典表記を適切に行わずに他人の言葉を使用した場合、その行為は剽窃行為と評価される。大学、出版界、さらには社会一般においても、剽窃は知的分野における権利を侵害する行為であり、絶対に行ってはならないことである。そもそも研究業績は、個人ないし研究集団の地道な努力の成果であり、法律により個人（集団）の著作権が保護されている。他人が書いたものを自分が書いたかのように装うことは、他の人の業績を無断で自分の業績にしてしまう「剽窃」である。このような行為は処罰の対象となることもあるのみならず、研究そのものに対する冒涇であり、許されることではない。

意図的におこなうことはもちろん問題外であるが、意図しないで剽窃として疑われることのないように細心の注意を払わねばならない。特に英語で論文等を発表する場合は、ネイティブ言語で行う場合よりも、より細心の注意が必要である。

剽窃にあたりとされるのは、以下のような場合である。

- (1) 先行業績のある部分を引用のスタイルをとることなく（すなわち出典を明示せず自分の考えや研究結果として）述べる場合。これは改めて説明するまでもなく、意図的な剽窃とされかねない。
- (2) 先行業績の出典を明示してあっても、引用元の文章に非常に近い表現を、引用符をつけずに本文中に載せる場合。引用符に入っていない地の文章は論文等の作者のオリジナルな貢献とみなされるので、単に単語を多少入れ替えて表現を若干入れ替えただけの他人の文章を、引用符をつけずに述べることは（たとえ出典を明記して先行業績の紹介であると断っていても）剽窃に当たると判断されることがある。
- (3) 先行業績の図、表、データ、統計分析、定理、命題などを出所を明示せずに引用する場合

重要なことは、先行業績のメリットを正當に評価し、それを学会への貢献として敬意を払うという姿

勢である。これを欠いている場合は先行業績を引用してあっても、不適切な引用であるとしてトラブルになりかねない。また、こうした意図しないトラブルを避けるために、関連文献のリストを整理しておくことが求められる。

3. 論文等の手法に応じた個別の注意点

(1) 統計・計量分析を使った論文等を作成する場合

- ① 使ったデータの出所を論文等に明記すること。公開データ・購入したデータの場合は出所・購入元を、また自ら蒐集したデータについては収集方法を明記すること。
- ② 個人情報の保護：個人情報が特定できるようなデータを用いた場合、発表論文等では匿名を用いる等、個人情報が特定できない形でデータを表示する必要がある。また個人情報を含むデータの管理は厳重に行う。
- ③ 自らが行った統計的・計量経済学的分析が第三者によって再現可能なことが、確認できるような措置を取る必要がある。学術雑誌によっては、使用したデータおよび統計プログラムを、論文等と共に提出することを義務付けているところもある。そうでない場合においても、要求があればいつでもデータとプログラムを第三者に公開できるようにしておく必要がある。（ただし、個人情報を含むデータや、第三者への公開が制限されているデータについては、個人情報が特定できない形で公開するか、あるいは公開が制限されていることを第三者に説明できるようにしておく必要がある）。
- ④ 倫理的配慮等を必要とするデータを収集する場合には、東大本部・ライフサイエンス研究倫理支援室で倫理審査を受ける必要がある。

(2) 実験を使った論文等を作成する場合

人間を対象とした実験・調査を行う場合には、場合によっては本部・ライフサイエンス研究倫理支援室・倫理審査専門委員会の審査を受ける必要がある。倫理審査の申請は、全ての場合に必ず行わねばならない義務ではないが、研究者は自らの責任で必要性を適切に判断して、必要なケースにおいては必ず申請を行う必要がある。

例えば経済実験の多くは被験者に心理的・身体的・経済的危険を与える恐れがないため、通常のケースでは申請の必要はないものと考えられる。ただし、以下の項目に該当する場合は申請が必要となる。判断に迷った場合には本部・ライフサイエンス研究倫理支援室に相談する。

- ① 法令などが倫理審査の対象と定めたケース（臨床研究指針・ヒトゲノム遺伝子解析指針等）
- ② 倫理的配慮を必要とするアンケート調査やインタビュー調査
- ③ 被験者に対して安全上の配慮を必要とする研究
- ④ 特定の社会的弱者が不利益を被る恐れのある情報やデータを解析し保管する研究
- ⑤ 研究への参加にインフォームド・コンセントを行っている研究

⑥ 学術雑誌などから倫理審査が求められる研究等

(3) インタビュー記録を使った論文等を作成する場合

実際に現場に出て行って、当事者にインタビューをおこなうことも多い。このような場合は以下の注意が必要である。これらが破られた場合、自分のみならず後続の研究者にも悪影響（インタビューを拒絶される等）がある可能性があることに留意する必要がある。

- ① 相手の明確な同意を事前に得ること
- ② インタビューの目的をきちんと説明しておくこと
- ③ インタビューの際に録音する場合は、明確に同意を得ておくこと
- ④ 発表の形態について、明確に同意を得ておくこと。インタビュー全体を公表できるのか、発言の引用の形態をとれるのかなども合意を得ておく
- ⑤ インタビューイの名前、役職、インタビュー日時、場所を明確にしておくこと。そしてこれらをどこまで論文等に明示できるのかも合意を得ておくこと（名前を出せるのか、イニシャルにとどめるのか、勤務先を明示できるのか、など）。インタビューそのものを論文等で公表できない場合でも、必要があれば、必要な範囲で証拠として提示できるようにしておく必要がある。
- ⑥ 論文等を発表する場合に、相手の校閲を受ける必要があるのかについても合意しておく。

ただし、インタビューで語られたことが客観的事実である保証はなく、その利用については細心の注意が必要である。

工場などでの見学の記録を用いる場合もほぼ同様であるが、守秘義務の約束をして特別のデータを得たり、特別な観察を行ったりした場合は、もちろんそれを遵守する。また写真撮影には細心の注意を払うこと（撮影を禁止されているところで撮影しないことはもちろん、危ないと思った場合は、事前に許可を得ること）

(4) 歴史的な資料を使った論文等を作成する場合

- ① 資料館などで公開されている資料を利用する場合は、資料館名、資料名、資料番号などを明記し、後続の研究者があとから参照できるようにしておく。資料館に寄託資料となっていて、発表の際に寄託者に原稿を事前にみせて同意を得ることが条件となっている資料を用いる場合は、その条件を遵守せねばならない。
- ② 資料館にあるデータで計量的な処理を行う場合は、1. 統計・計量分析を使った論文等を作成する際の注意点を参照のこと
- ③ 特別に許可を得て資料の閲覧を個人や企業から許された場合は、どこまで資料を公開できるのか（その企業・個人が所蔵していることを含めて）、個人情報にかかわることをどこまで公開できるのか、などについて事前に合意をとり、その条件を遵守すること。ただし、どこの誰の資料かも明示できない資料で、明らかにされた事実が、広く受け入れられるかどうかは別の問題である。

※本ガイドラインについては、公共政策学の特性から、関係の法学・政治学、経済学の慣行などを踏まえる必要があるため、以下のガイドラインにおける該当箇所の記載を使用のうえ作成していることを、ここに記しておく。

- ・東京大学大学院法学政治学研究科「研究論文の作法-法学・政治学分野における博士論文作成に関するガイドライン-」2011年
- ・東京大学大学院経済学研究科「論文作成ガイドライン」2011年